

# 再診時選定療養費改定のお知らせ

当院では、現在、当院から他の医療機関へ紹介を行った患者さんが、引き続き当院への受診を自ら希望され、紹介状を持たずに当院を受診された場合には、再診料とは別に再診時選定療養費をご負担頂いておりますが、令和元年10月1日より消費税10%導入に伴い、2,750円(税込)をご負担頂きます。

皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

当院を受診される際には、かかりつけ医などの紹介状をご持参頂きますようお願いいたします。

再診時選定療養費

令和元年10月1日から  
2,750円(税込)

## \*再診時にかかる選定療養費Q&A

①再診時選定療養費は、どのような場合に支払うのですか？

当院診療科に受診されていた方で、当院の医師が他の病院・診療所・医院等を紹介したにもかかわらず、患者さんご自身の意思で、再度、当院診療科を受診した場合に対象となります。

②再診時選定療養費は、毎回徴収されるのですか？

①の対象の患者さんは、その都度ご負担して頂くこととなります。

③当院通院中で外来担当医より他科受診を指示された場合でも再診時選定療養費を支払うのですか？

当院通院中で外来担当医より他科受診を指示された場合は該当しません。

\*ご不明な点がございましたら、総合受付窓口にお尋ね下さい。